

2024年2月29日

お客様各位

株式会社エコログ

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-4-10

**【重要】【高圧】電力取引市場における新制度への対応等に伴う
電気需給約款の変更に関するお知らせ
＜電気料金等の変更＞**

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、日本の電力取引市場における新制度への対応等を踏まえ、2024年3月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気需給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等をご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

当社は、電気事業をとりまく環境の変化に適切に対応しながら、引き続きお客さまに安定的に電力を供給することを目的として、以下に記載する諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、「**■変更の内容**」にてご確認くださいようお願い申し上げます。

- ① お客さまにお支払いいただく電気料金について、「**安定供給維持費**」の追加
- ② その他の変更

※改定後の約款に関しましては、[こちらから](#)ご確認ください。

■お問い合わせ先

エコログカスタムサポート

メールでのお問い合わせ <https://eco-log.co.jp/contact>

お電話でのお問い合わせ 0570-056-383（受付時間 10:00～18:00/日祝除く）

■変更の内容

① 電気料金について、「安定供給維持費」の追加

(1) 概要

日本の電力取引市場のひとつである「容量市場」（日本全体の供給力(kW)を効率的に確保する新たな電力取引市場です。将来必要な供給力を予め確保することにより、電力の安定供給の確保や、電力取引価格の安定化を実現することが期待されております。）に関しまして、2024年4月より、容量拠出金制度が開始されます。これは、電気事業法によって供給能力の確保が義務づけられている小売電気事業者等が、容量市場において国全体で確保した供給力について容量提供事業者に対して支払う対価（容量拠出金）を負担する制度です。

当社は、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額をお客さまにご負担いただくため、**2024年4月の検針日以降の期間**において使用される電気の料金につきまして、新たに「**安定供給維持費**」を追加いたします。

(2) 安定供給維持費の算定方法

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下の算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

安定供給維持費(※1)

$$= \text{料金の算定期間の初日における契約電力(kW)} \times \text{安定供給維持費単価(※2)(※3)} \times (1 + \text{消費税率})$$

※1：安定供給維持費には、原則として基本料金の日割計算（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めるもの）を準用いたします。

※2：安定供給維持費単価は、当社の電気需給約款または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」（名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。）に定め、事前にお客さまに開示します。

なお、2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する安定供給維持費単価は、190円/kWです。

※3：当社は、毎月1日時点において安定供給維持費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の安定供給維持費単価により算定する安定供給維持費の適用を開始します。

(3) 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

□ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

(4) 調整金の算定方法

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下の算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

$$\text{調整金}(\times 1) = \text{調整金適用期間の初日における契約電力(kW)} \times \text{調整金単価}(\times 2) \times (1 + \text{消費税率})$$

※1：調整金には、原則として基本料金の日割計算（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めるもの）を準用いたします。

※2：調整金単価は、当社の電気需給約款または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

(5) 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(6) 調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、(5)にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

(7) 電力需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

電力需給契約が終了する場合、(5)なお書または(6)に基づく分割を適用した結果電力需給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気需給約款第 15 条（契約保証金）第 5 項及び第 7 項の定めを準用し行います。

※その他の詳細は、電気需給約款〔2024 年 3 月 1 日改定版〕附則第 3 条（安定供給維持費）の内容をご確認ください。

② その他の変更

前述の①の他、以下の事項に関する電気需給約款の改定を行います。詳細は、電気需給約款〔2024 年 3 月 1 日改定版〕の内容をご確認ください。

(1) 電力需給契約の変更にもなう契約変更後の書面交付について、記載事項の変更

（記載事項のうち「契約年月日」を、「契約変更年月日」に変更いたします。）

※改定後の電気需給約款第4条（約款の変更）をご参照ください。

(2) 電力需給契約の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字や表記の修正等）

(3) その他、2024年3月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

以上